

資料提供  
令和4年1月14日  
土木部景観形成推進室  
(担当) 表・山本  
(TEL) 076-225-1759  
(内線) 5221

## 石川県眺望計画（変更案）等に関するパブリックコメントの募集について

### 1 意見募集の趣旨

県民の皆様の景観に対する意識を高めていただくため、県では、いしかわ景観総合条例（以下、「条例」という。）を平成20年に制定し、美しい石川の景観を保全・創出に向けた取り組みを進めています。

このうち、本県を代表する眺望景観である“木場潟”と“柴山潟”の二つの視点場からの白山や、のと里山海道の別所岳SAからの七尾湾については、建物の色彩や高さ規制の区域を指定し、眺望景観を保全してきました。

今般、令和6年春の新幹線県内全線開業に向け、「新幹線の車窓」を視点場とした規制区域を追加することで、車窓から見る木場潟や加賀平野の田園風景越しの白山眺望景観の保全を図ってまいります。

このたび、石川県眺望計画（変更案）及びいしかわ景観総合計画（変更案）を取りまとめたので、これらの案に対する県民の皆様からのご意見を募集します。

### 2 意見の募集概要

#### (1) 募集期間

令和4年1月17日（月）から令和4年2月15日（火）まで  
※郵送については、最終日の消印有効

#### (2) 募集内容

石川県眺望計画（変更案）及びいしかわ景観総合計画（変更案）に対する意見

#### (3) 資料の入手方法

石川県ホームページの以下のページからダウンロードできます。

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kensei/koho/publiccomment/>

上記からダウンロードできます。また、次の各機関でも資料を閲覧することができます。

- ①石川県土木部景観形成推進室（金沢市鞍月1丁目1番地 県庁行政庁舎16階）
- ②石川県行政情報サービスセンター（金沢市鞍月1丁目1番地 県庁行政庁舎1階）
- ③石川県南加賀土木総合事務所（小松市白江町1 61番地1）
- ④石川県大聖寺土木事務所（加賀市幸町2丁目77）
- ⑤小松市、加賀市の景観担当課

### 3 意見の提出方法

- (1) 意見書の様式は自由としますが、所定の様式を用いることもできます。
- (2) 住所、氏名、電話番号等を記入し、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出願います。なお、電話や口頭による意見は受け付けできません。

①郵送先 〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地 石川県土木部景観形成推進室

②FAX 076-225-1760

③電子メール [toshikei@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:toshikei@pref.ishikawa.lg.jp)

### 4 意見の取扱い

- (1) お寄せいただいたご意見は、石川県眺望計画変更の参考とさせていただきます。
- (2) お寄せいただいたご意見の概要と、それに対する石川県の考え方については、県ホームページにより一定期間公表いたします。なお、ご意見に対する個別回答はいたしませんのでご了承ください。
- (3) 個人情報、あるいは個人が特定できるような情報は一切公表することはありません。

# 石川県眺望計画（変更案）の概要

## 1 白山眺望景観の保全とは？

### (1) 白山眺望景観の保全を行う目的と、その取組方法

白山は古くから県民より崇敬、親しまれ、白山の美しい山容、信仰性、広域性、文化性は**県民の心の原風景**です。

今後、将来にわたって白山眺望を受け継いでいくため

- 建築物等の規制・誘導による景観阻害の抑制
  - 白山眺望景観に対する意識の更なる向上、県内外へのPR
- を行っていく必要があります。



### (2) 県土全体の景観づくり

いしかわの魅力ある景観を次世代に継承するため、石川県では『いしかわ景観総合計画（H20.7策定、H27.3一部変更）』を策定し、地域景観特性に応じた景観形成を進めています。

⇒個別計画 石川県眺望計画（H21.1 施行）

## 2 眺望景観保全の考え方

### (1) 基本的な考え方

#### ① 区域指定

『特別地域』と『眺望景観保全地域』を指定し、規制・誘導を図っています。

#### 建築物の高さ

- 視点場から最も近い中間山地の稜線を切らさない高さ
- ※特別地域のみ規制値の定めがあります。

#### 建築物の形態意匠

- 周辺と調和した色彩等

### (2) 保全すべき範囲（視野角）

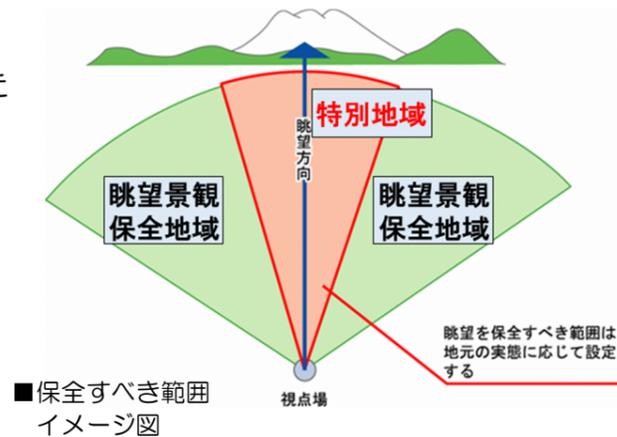
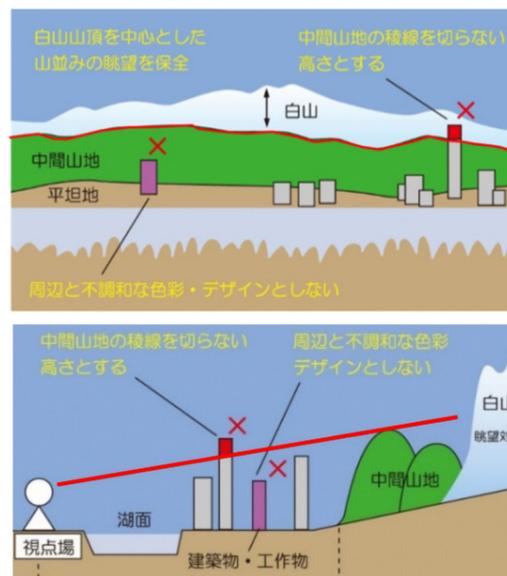
#### 特別地域

- 白山山頂を見た時、北側の妙法山から南側の三ノ峰までの山容が入る範囲とした**左右15°**として設定

#### 眺望景観保全地域

- 白山山頂を中心とした**左右60°**（人間の視野）として設定

### ■ 建築物の高さの規制・誘導イメージ図



## 3 眺望景観保全地域の追加について

### (1) 新たな規制区域について

北陸新幹線の小松市街地以降から加賀市境付近までの区間では、車窓から白山の眺望や木場湯、加賀平野の田園など本県を代表する美しい景観を望むことができます。

そのため、美しい白山眺望景観を保全するため、**現行の眺望計画を拡充し、新たな規制区域を設定**します。

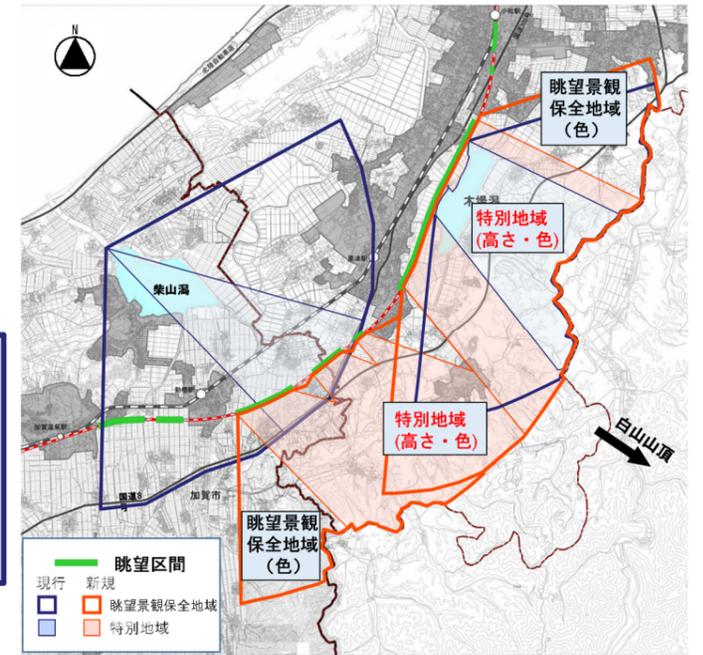
#### 【規制のエリアの拡大】

##### (現状)

- ・ 視点場：木場湯西側の園路、柴山湯源平橋

##### (新たな規制)

- ・ 視点場：木場湯・柴山湯方面からの**新幹線車窓**



## 4 主な規制基準の内容について

### (1) 届出が必要な行為

表の規模に該当する『建築物』や『工作物』の**新築・増改築等**や、**開発行為**を行う場合は届出が必要となります。

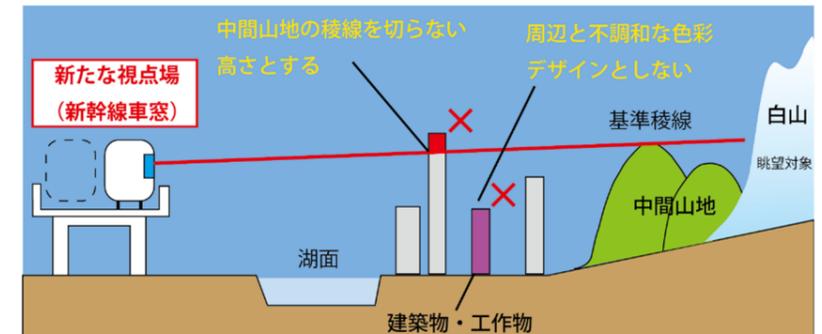
#### ※対象外の目安

- 10m以下（3階建ての住宅等）
- 200㎡以下（大きめの住宅：約60坪）
- ※新幹線車窓から視認できない場合は**届出不要**

区域	届出対象			
	建築物の建築等 建築面積	建築物の建築等 高さ	工作物の建設等 高さ	開発行為 開発面積
眺望景観保全地域	500㎡超	13m超	13m超	10,000㎡超
特別地域	200㎡超	10m超	10m超	3,000㎡超
面積と高さのイメージ図				

### (2) 特別地域の高さ規制

現状同様の考え方より山の稜線を切らない高さ制限として、**10,13,15,20,30m以下の5区域**による高さ制限を設けます。



■ 新たな視点場イメージ図

### (3) 色彩規制

- 建築物の外壁等は周囲の**自然となじむ低彩度色**を基本とします。
- 白山眺望景観から**浮き上がって見える色彩**の使用を避けます。
- 周囲の**風景と同系統の色**を使用します。
- **反射性が高い光る素材**などの使用はできるだけ避けます。

# 石川県眺望計画（変更案）の概要

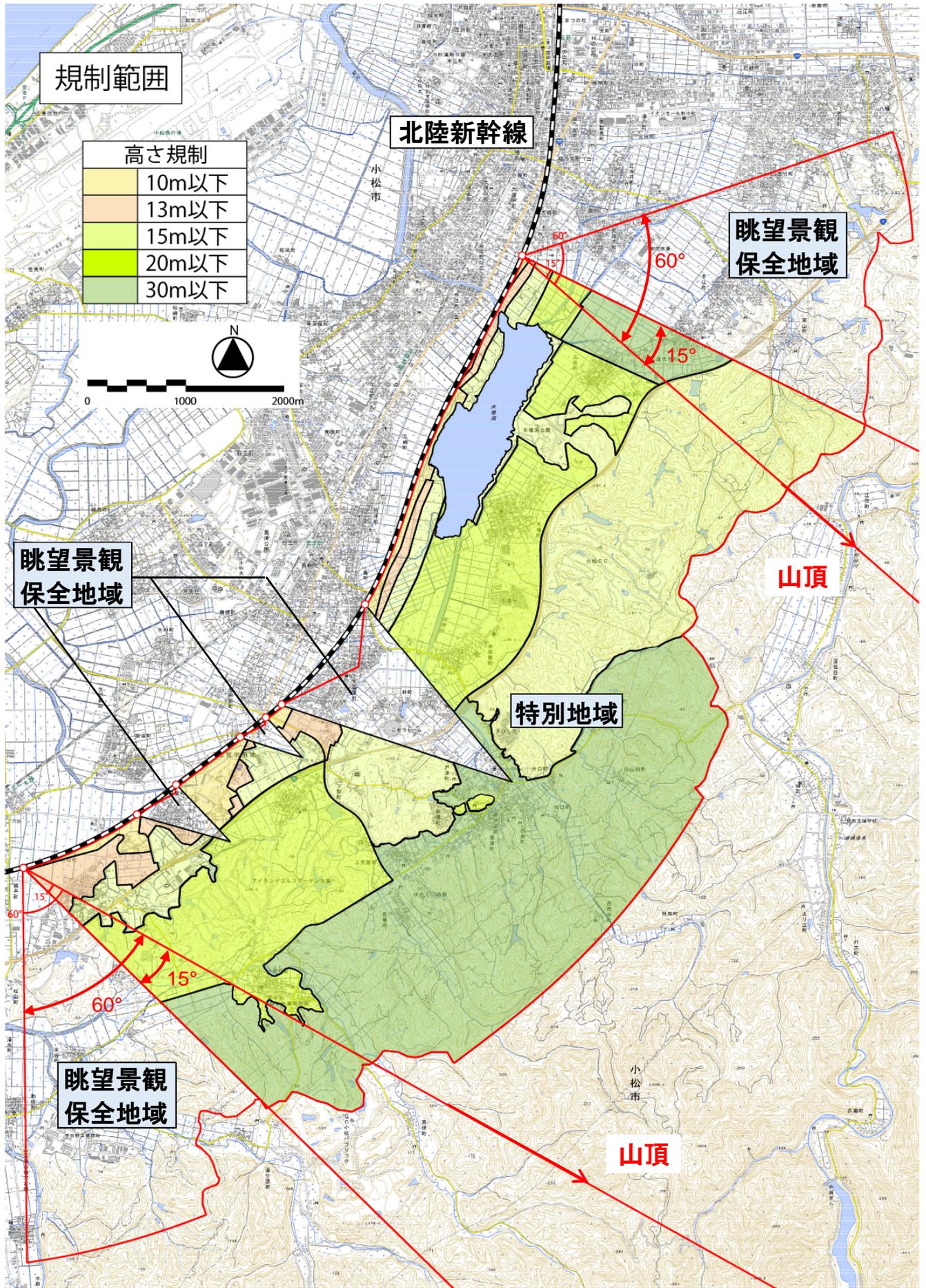


図 白山眺望保全地域（北陸新幹線）